

徳山藩の家臣団 —正徳六年以前について—

吉田真夫

はじめに

本稿で取り上げる徳山藩は、元和三年（一六一七）、本藩である萩藩から周防国都濃郡において三万石余の分知を受けて立藩した⁽¹⁾。初代藩主は毛利就隆で、萩藩主毛利秀就の弟にあたる。つまり一般には支藩と言われる藩である。

しかし本藩である萩藩と対立した歴史も有し、正徳六年（一七一六）、一時断絶の憂き目を見る。三年後の享保四年（一七一九）には本藩の運動もあつて御家の再興を果たす。

さて、この一時断絶までの間、徳山藩は就隆・元賢・元次の三代が藩主の座にあつた。このうち、元賢と元次は兄弟で（父は就隆）、元賢の早世を受けて

庶出の元次が家督を相続した。一時断絶時の藩主が元次である。

この三代の藩政と家臣団について、『徳山市史』⁽²⁾は、徳山藩立藩頃、「毛利家では関ヶ原役の失敗により、譜代由緒の士が浪人して各地に居住していた。また宗藩士の二男、三男で仕官を望むものが多く、その中から適当な人材を選んで召し抱え、宗藩から付けられたものと一緒にして、家臣団が構成され」、「徳山藩の士卒の階級は前述のように、宗藩から分家独立した時点で、家老以下すべて宗藩から付けられたり、あるいはその関係者をもって構成された」とする。特に三代藩主・元次期は、「就隆が晩年の十数年間、江戸に滞留して直接政務にあずからず、元賢もまた幼少で封を継ぎ、藩政を知らなかつたので、お

のずから老臣が権勢をほしいままにした」ため、元次は藩主「襲封と同時にこれを排して、藩主としての実権を収め、継嗣問題に絡んで、神村将監及び桂民部を退け、両家の断絶を命じた」という。

また金子憲之氏は、宝永期までの家臣団形成過程について分限帳を基にした分析を行われた⁽³⁾。氏は、本藩である萩藩から付家老として付された桂・神村の二名で「初期藩領三万石の一〇%を占め」、「家臣の総知行高は」藩の総石高の過半に及び、「蔵入地の拡大を計」り、「宗藩に対して主体性を強調し、独自の藩体制を確立するため」に、藩の財政基盤強化が当時の徳山藩の課題であったとする。そこで就隆は検地を、元次は大禄を食む家老衆をはじめとしてあらゆる階層での「排除」を実施して「蔵入地」を増加、藩の財政基盤強化に成功したと評価する。これによって新規召し抱え、特に下級家臣の大量召し抱えが藩政機構の整備と相俟って進展したという。

このように、徳山藩立藩から一時断絶までの家臣団は次のように理解されてきた。すなわち、当初の徳山藩家臣団は、本藩である萩藩の流れをくむ人々

により編成された。その後、弛緩した藩内秩序の再構築や藩の財政基盤強化の必要から、本藩からの付家老らが除かれた一方、検地や家臣の解雇が藩庫の増収をもたらし、その財政的な余裕を元手に、多数の下級家臣の登用が可能となった、と。

しかし、徳山藩家臣団が自家の系譜をしたためて提出した「譜録」⁽⁴⁾を見てみると、右のような理解には再検討を要するように思える。そこで本稿では、立藩から藩の一時断絶（正徳六年）までの間の家臣団編成の実態解明を試みることにしたい。

一 「譜録」に見る家臣団

(一) 仕官年

ここでは「譜録」から、仕官年、出自、禄と格の三点を集計し、一時断絶前の家臣団を見ていく。現存する「譜録」では、「譜録」を提出した四二七家（途中断絶を含む）と、「譜録附巻」⁽⁵⁾でその経歴が明らかになる九三家の合計五二〇家の情報が把握できる。このうち、断絶前において、徳山藩への仕官年代を

明らかにする家は二七〇家（「譜録」提出家が二二三家、「譜録附卷」で名が出る家が四七家）である（断絶前の仕官であることはわかっても、仕官年を「某年」とした家は除外）。

「譜録」の記述項目のひとつに「世統之部」がある。ここでは藩士の歴代当主の実名や仮名、家督相続年・隠居年・没年に加え、初代については仕官年とその時の禄と格、本人以前の来歴などが記されている。【表1】から【表3】はその情報を抽出したものである（表中の「譜録」は「譜録」を出した家、「附卷」は「譜録附卷」に名が挙げられた家である）。

さて、【表1】はそこから各家が仕官した年を集計したものである。表中の「萩御供」は、「元和御代初之節自萩御供」と、立

【表1】年代別登用者数

年号	萩御供	元和	寛永	正保	慶安	承応	明暦	万治	寛文	延宝	天和	貞享	元禄	宝永	正徳
譜録	31	17	21	3	7	1	2	3	15	12	7	12	50	19	23
附卷	4	4	4	2	1	0	1	0	2	6	1	2	8	7	5
合計	35	21	25	5	8	1	3	3	17	18	8	14	58	26	28

藩時、萩藩から徳山藩に入った家を表す。

まずは立藩時の様相。「萩御供」が三五名ある。これらが徳山藩立藩により、本藩から就隆に従ってきた萩藩士である。熊谷家（旧姓は佐久間家）のように、父子で連れ立って来た者もある。これに加え、元和期に登用されたとの由緒を持つ者が二一名。双方合わせて五六名を数える。これらが立藩当時の徳山藩家臣団の一部と言ってよいだろう。ただし、この数字には途中で断絶した八名を含んでおり、第一期の「譜録」作成時まで存続した家は四八家となる。第一期「譜録」は寛政元年（一七八九）までの記事を載せることになっていたので、その直前、少なくとも天明期までに家臣となった家の総数（つまり、寛政期に第一期の「譜録」を提出したとみなせる家の総数、三三六家）の約一四・三パーセントに過ぎない。この数字は、立藩時の家臣団が天明期まで残ったことを意味し、長く家を保てなかった（保つことが難しかった）ことを窺わせる。

参考までに寛永五年（一六二八）の分限帳を見ると、名が記された者に限れば二〇八名の家臣が

っている。これと寛政初頭まで残った(寛政期に「譜録」を出せた家) 四八家の比率は、約二三・一パーセントとなる。前述の「譜録」の場合よりもやや数字は上がるとは言え、立藩時に藩士となった家が存続し続ける例の少ない実態が窺える。

【表1】を見て最も目を引くのが、元禄期の仕官数が突出していることである(五八家)。時の藩主は三代・元次。彼は元禄三年(一六九一)から正徳六年まで藩主の座にあった。五八名には元禄元年・二年に召し抱えられた者も含むので、その間に仕官したことが明らかなる者(三名)を差し引く(結果五五名)。一方で宝永期の二六名、正徳期の二八名は元禄期の登用ということができ、元禄三年以降の合計は一〇九名を数える。これは「譜録」と「譜録附巻」で明らかとなる家数全体の約二一・〇パーセント、断絶前に限れば実に約四〇・四パーセントに及ぶ。これが元次藩政の二五年間に出てきた数字であることに注意しておきたい。徳山藩主九代の治世の平均は、短命だった二代元賢の十一年、四代元堯の二年、六代広寛の六年を除くと約三十七年。これらと、長き

にわたり藩主であった初代・就隆の六二年を除外した平均は約三二年であり、元次は決して長く藩主の座にいたわけではない。むしろ平均以下である。そうした中で多数の藩士が登用されているのである。

(二) 出自

では、(一)で見た人々の出自はどうなっているのだろうか。【表2】は「譜録」と「譜録附巻」の中で出自年代を明示した家(伝承を含む)のうち、断絶前の家数を示したものである。表の分類項目は次のとおり。「分家」は、既に徳山藩士となっている家から分かれた者、「元萩土」は萩藩士から徳山藩へ入った者、「萩士分流」は萩藩士の子息などが徳山藩士となった者、「陪臣取立」は徳山藩士の家臣(つまり陪臣)が徳山藩の直臣に取り立てられた者、「御家微賤」は、「譜録」中に「御奉公以前於御家微賤 召仕候」とする者である。また、「領民取立」は徳山藩領の住民を、「萩民取立」は萩藩領の住民を取り立てた場合である。「親族藩人」は、本藩である萩藩を除いた長府・清末両藩や岩国の吉川家にゆかりのある人物を

【表2】年代別登用者の出自

	出自 年号	分家	元 菟 士	菟 士 分 流	陪 臣 取 立	御 家 微 賤	領 民 取 立	菟 民 取 立	親 族 藩 人	他 国 人	不 明	そ の 他
		代初	1	29								
元和	2	4	4				2	1			3	1
寛永	1	3	1	1			1	2		10	1	1
正保										2	1	
慶安	2						1	2		2		
承応											1	
明暦	1										1	
万治	3											
寛文	5		2				2		1	4	1	
延宝	5		1				2	3			1	
天和	3						2	1		1		
貞享	3		1			2	2	1		3		
元禄	23					4	11	7		3		2
宝永	7					2	4	1		3	2	
正徳	5					4	9	1		1	2	1
代初	1	2					1					
元和							1				3	
寛永	1						1	1			1	
正保	2											
慶安	1											
承応												
明暦							1					
万治												
寛文	1		1									
延宝	5										1	
天和							1					
貞享	1											1
元禄	8											
宝永	7											
正徳	3						1	1				
合 計		91	38	10	1	12	42	21	1	29	19	6

召し抱えた者とした。「他国人」は防長両国以外の人物を召し抱えた者。ただし、先祖が毛利家に縁のある事例もあったが、登用された人物に着目し、その出生地などで分けることとした（例えば、祖父や父

が、これは「元菟士」の父に従って来藩した後に藩士に取り立てられた者であるが、立藩前に菟藩士であったか明確でないことからここに入れた。これに元和期まで時間を広げてみると、やはり元菟藩士や

が菟藩士であつても、本人が防長の出生でなければここに入れた。まず、立藩から元和期を見る。【表2】の「代初」は立藩時ということになるが、言うまでもなくここには「菟より御供」、つまり菟から付き従つてきたという由緒を持つ家が圧倒的に多い。一例のみ「分家」がある

萩藩士の分家が多い。さらに徳山藩にすでに召し抱えられている者の分家や、萩藩領民・徳山藩領民から取り立てられたとする家を加えれば、萩藩から分知間もないこの頃には、萩藩にゆかりのある人々で家臣団を編成していたというこれまでの指摘も首肯できる。

ところが、寛永期になるとやや様相を異にする。この頃になると、「他国人」と分類した毛利家とのゆかりが薄い（またはほとんどない）者の召し抱えが目につく。参勤交代も制度化され、江戸において他大名との交流も本格的に始まったためであろうか。徳山藩も本藩に頼るだけではない、独自の家臣召し抱えに動き始めたのだろう。

初代藩主就隆の藩政が続く正保から寛文期では三七名が召し抱えられているが、寛文期がその約半数を占めているものの、それ以前の八一名に比べて少ない。寛文期は、萩藩士の分流を召し抱える例も見られるが、徳山藩士の分家取り立てや、徳山藩領民の取り立て、さらには他国人の登用など、それ以前のような徳山藩自身による家臣の召し抱えが続いて

いる。

続く二代藩主元賢の時代、延宝・天和・貞享を見つめる。元賢期の家臣の召し抱えについて、金子氏は、元賢期の「新規召抱えは、病弱な藩主元賢を迎えたこともあつて召し抱え運動は停滞する」と言う。しかし【表1】を見ても、この期間（延宝から貞享）にも四〇名の召し抱えが見え、正保から寛文期に召し抱えられた数と大きな違いはない。その内訳は、徳山藩士の分家登用もコンスタントに進められているし、また徳山藩領民や萩藩領民からの登用も継続している。加えて他国人も藩士に取り立てられていることが窺える。他国人登用の例では、例えば「福岡茂左衛門隆廉自記」を繙くと、藩主幼少を理由に家臣の召し抱えを断る一方、貞享三年（一七八九）十月、医師・望月祐仙が登用されたように、必要とする場合は積極的に召し抱えている⁽¹¹⁾。あるいは延宝七年（一六七九）にも、「似合敷軍者」を探していたところ、「幸」いにも「藤掛勘九郎」という浪人の情報を手し、「百三十石程之御ふち方」を提示、成功の如何は不明だが、召し抱えに動いている⁽¹²⁾。このよ

うに、幼君を戴く徳山藩であったが、決して家臣の登用が「停滞」していたわけではない。

さて、元禄三年五月に元賢が病没し、元次が三代藩主となると状況が一変する。その内訳を見ると、徳山藩士からの分家の立家や、「御家微賤」の者の登用、あるいは藩内領民の登用が著しい。萩藩領民からの登用もあるが、それ以前に比して自藩領内で人材を補う傾向が一層顕著である。

(三) 禄と格

【表3—1】【表3—2】は登用された者の、登用の禄と格を表にまとめたものである。ただし登用当時をそのまま反映していない者も少なくないので、その家が「譜録」において、初めの禄として示したもので表化した。また、禄と格の一方のみしか判明しない者もあるので、二つの表の数値は必ずしも一致しない。それ故、各時代の厳密な数字を表しているとは言い難いが、一定の目安にはなるだろう。

なお、【表3—1】中「左記以外」としたのは、扶持などを与えられた者をまとめている。

【表3—1】年代別登用者の禄

年号	禄	11石	15石	20石	25石	30石	35石	40石	45石	50石	75石	100石	130石	150石	200石	250石	300石	500石	左記以外	不明
代初	譜録		1	10	2	4				3			2	2				2		2
	附巻					1	1	1						2			1	2		
元和	譜録			4	1	1			1			2		2	1				5	
	附巻																	1	1	
寛永	譜録	1	2	4	1			1			1			3	5			1	1	1
	附巻		2	1	1															1
正保	譜録		1												1				1	
	附巻				1										1					
慶安	譜録			2					1										3	1
	附巻																		1	
承応	譜録					1														
	附巻					1														
明暦	譜録			1	1															
	附巻																			1
万治	譜録		1		1															1
	附巻																			
寛文	譜録				2									1	1					11
	附巻		1									1								
延宝	譜録	1		1	2		1					1							6	
	附巻			1	3	2														
天和	譜録		1		1	1	1												2	1
	附巻		1																	
貞享	譜録	3	1	1	1					1					1				5	
	附巻										1		1							
元禄	譜録	4	12	14	6				1										9	
	附巻			2	6															
宝永	譜録	4	7	2	2															3
	附巻		2		5															
正徳	譜録	2	9	4	2				1											3
	附巻		1		3															1
合計		15	42	49	39	11	3	2	1	6	1	8	2	10	11	0	1	4	54	6

こうした中で【表3―1】【表3―2】を概観すると、「代初」とした立藩時には、五〇〇石から一五石までと広い分布を見せている。立藩にあたっては、家老から下級家臣まで必要であるため、当然の結果である。強いて挙げれば、二〇石級の徒士【表3―1】で一〇名、【表3―2】で八名」と、五〇石以上級である馬廻【表3―2】で八名」とが人数的には多い。二五石以上五〇石未満の中小性も【表3―1】で九名となっており、徒士・中小性・馬廻といった各階層の登用がある実態が窺える。元和期も立藩時とよく似た傾向を示し、広い階層からの登用となっている。

なお家老については、立藩時に三名、元和期に一名、寛永期に一名であり、以後新規の登用はない。これをもってほぼ固まったと見てよい。いずれも五〇〇石超級。ただし、元禄期に断絶する神村や桂は当然この数字には入っていない⁽¹³⁾。

寛永期には【表3―1】で一石の陣僧の登用が見られ、また一五石の持弓、御雇などがやや多くなっている。徒士はここまでコンスタントに召し抱え

【表3-2】年別登用者の格・職等

年号	格	祐筆	御膳部	茶道格	御陣僧	御雇	御持弓	御徒士	御中小性	御馬廻	御用人	御家老	家業有	その他	格不明
代初	譜録		2					8	2	5	1	3	2		8
	附卷									3			1		2
元和	譜録							4	1	6				3	3
	附卷											1			1
寛永	譜録	1					1	3	1	6	1	1	3		4
	附卷						1	1	1						
正保	譜録					1				1					
	附卷								1	1					
慶安	譜録			1				2	1	1					2
	附卷									1					
承応	譜録														1
	附卷														
明暦	譜録							1							1
	附卷														1
万治	譜録									2					1
	附卷														
寛文	譜録							2	4	3			2		4
	附卷						1			1					
延宝	譜録				1			1	3	1			4	1	1
	附卷			1				1	4	1					1
天和	譜録					1			2	2		1			1
	附卷						1								
貞享	譜録				3		1	1	1	1			5		
	附卷									1					1
元禄	譜録				5	8	4	14	7	5			7		
	附卷							2	6						
宝永	譜録				4	3	3	1	3	2			1		1
	附卷						1		5						
正徳	譜録				2	6	2	4	2	3			5		
	附卷						1		3				1		
合計		1	2	2	15	20	17	44	49	43	2	5	35	1	33

られているが、これではばらくまとまった登用が見られない。

同様なことが一五〇石・二〇〇石級にも見られ、この後、二〇〇石級は正保期と寛文期に、一五〇石級は正保・寛文・貞享の各期にそれぞれ一例ずつが見られるに過ぎない。これを格で見た場合、正保期から万治期までの馬廻の登用が少ない（場合によってはない）ことになる。寛文期に馬廻のやや多い登用が見られるが、扶持を与えられた者である。一方で、その後の延宝・天和・貞享の三期も少ないことから、寛文期を一時的な増加と捉えれば、初代藩主・就隆の正保以降から二代藩主・元賢の藩政期においては、このクラスの多数の登用が落ち着きを見せていると言えよう。

登用人数が大幅に増加したことを反映し、三代藩主・元次の藩政が始まる元禄期以降では、表の数は劇的な値を示す。

【表3—1】では、一一石から二〇石が六三名にのぼり、代初から正徳期までのこのランクの合計の約五九・四パーセントを占める。この禄を与えられ

る格は、一一石が陣僧、一五石が御雇と持弓、二〇石が徒士である。これを基に【表3—2】を読むと、陣僧一名、御雇一八名、持弓一名（両者の合計で二九名）、徒士二一名と、それぞれに対応する禄の数にほぼ一致する。この時期、下級家臣の登用が半数を超えている。中小性二六名を加えれば、この時期の大半がここに挙げたクラスの登用と言える。

他方【表3—2】により、馬廻に一〇名の登用が見られる。馬廻は五〇石以上であるが、登用時に五〇石と記録があるのは二名にとどまる。残る八名は扶持を与えられた者で、十人扶持が五名、二十人扶持が三名である（これらは【表3—1】では「左記以外」に含まれる）。十人扶持五名の内の三名が医業をもつて召し抱えられている。残る二名と二十人扶持の三名の合計五名の出自は、全て浪人だった者が召し抱えられたパターンであった。⁽¹⁴⁾

また、技能の腕前を見込まれて召し抱えられた者（家業を有する者）が一四名ある。先の馬廻の格を持つ二名を含めて医者が五名と多い。その他は茶道・祐筆・中船頭・御膳部・大工（二名）・檜皮師・

刀研師・馬医。時代の特徴と言うよりも、必要に応じて登用したのである。

一方で七五石以上の新規召し抱えは元次期には全く見られない⁽¹⁵⁾。高禄・高格の新規召し抱えは控えられ、その後の業績に応じて禄・格を上昇させたのだ。

二 「逸史」に見る元次期の家臣団

前章で見てきたように、「譜録」のデータの上では、正保期から万治期までを除き、各段階で一定度の家臣の登用が行われてきたことがわかった。立藩から寛永期頃までは、藩の運営を軌道に乗せる時期であり、適宜必要な人員を補充していく必要があったことと理解できる。次の寛文期から貞享期については、金子氏の言われる藩財政と家臣団編成を関係付けた考え方を援用するならば、慶安四年（一六五二）の検地で五万四千石余に、寛文五年の検地で六万一千石余に実高が上昇したことに伴い家臣を拡充する必要から、この時期に家臣の登用が増加したとの説明

はつく。

ところが元禄期から正徳期の、桁違いの家臣登用の原因は、「譜録」だけでは詳らかにできない。有力な情報を含む「譜録」といえども、それだけでこの時の家臣の動向は把握しきれない。そこで断絶前の記録を集めた「逸史」⁽¹⁶⁾を使って、この時期における家臣の動向を垣間見たい。

まずは召し抱えられた者について。「逸史」においては一八九名の召し抱え記事が確認できた。内訳は、元禄期一〇五名（元年・二年は除く）、宝永期四七名、正徳期三七名である。元禄期が圧倒的に多く、「譜録」でみたデータと傾向は同じである。一方で、「譜録」ではわずかに正徳期の方が宝永期に比べて人数は多くなっていたが、「逸史」では宝永期の方が多かった。さてこの一八九名の内、その禄を【表4―1】（総数一八一名）で、格や職等を【表4―2】（総数一五六名）、登用者の出自を【表4―3】に示した。前述の全体数と異なるのは、禄や格が判明する者や推測できた者に限ったためである。

まずは【表4―1】を見る。彼らの登用時の禄は

二〇石以上五〇石未満(五六名)、二五石以上五〇石未満(四七名)、一五石以上二〇石未満(二三名)の順に多い(合計一二六名)。「譜録」とはその順序こそ異なるが、この三つの階層が中心であることに違いはない。これだけで全体の約七〇・〇パーセントを占めている。これに一一石の者(一一名)を加えれば合計一三七名となり、全体の約七五・七パーセントにのぼる。これは【表3―1】において、元禄期から正徳期に二五石以下が多数を占めていた傾向と同じである。扶持を与えられた者を加えれば、その割合は一層高まることになるだろう。

次に格を見る。【表4―2】では、歩行の五〇名を

【表4―1】元次期召出者の禄

禄	人数
50石以上	1
25石以上50石未満	47
20石以上25石未満	56
15石以上20石未満	23
13石	1
11石	11
10石	1
20人扶持	4
15人扶持	2
10人扶持	10
7人扶持	1
5人扶持	1
2人扶持	7
その他	16
合計	181

【表4―2】元次期における
召出者の格・職等

格・職等	人数
馬廻	2
中小性	45
歩行	50
御雇	20
持弓	3
陣僧	12
膳部	1
茶道	1
医者	3
右筆	1
芸能者	5
技術者	6
その他	7
合計	156

筆頭に、中小性の四五名、御雇の二〇名が多いが、特に中小性と歩行の登用数は群を抜いている。この三つの格の合計は一一五名で、全体の約七三・七パーセントである。中小性と歩行を比較すると、「譜録」では中小性がやや多いが、「逸史」では歩行が多い。しかし双方共に五名の差に過ぎず、歩行と中小性の二つが登用の中心であったことに変わりがないと言ってよいだろう。なお【表4―1】との対比を行えば、中小性は二五石以上、歩行は二〇石以上、御雇は一五石以上である。判明するものに限って作表していることから実数は異なるが、傾向としては同じと言えよう。陣僧一二名を加えても変わりはない。

なお、陣僧も加えれば、全体に占める割合は約八一・四パーセントに及び、元次期の登用がこの四つの格の者が中心であったことを如実に物語っている。

【表4—3】は登用者の出自を示している(「出自」欄の各項目の意味は【表2】と同様)。これを見ると、「分家」が際立って多い。「譜録」により作表した【表2】以上にそれが際立っている。まずは分家登用により

家臣の増加を進めたのだから。続いて、徳山藩領民、または萩藩領民の取り立てが見える。特に萩藩領民の取り立てでは、三田尻や右田出生者が多かった(双方合計で一〇名。江戸で召し抱えた右田出生者を加えると一一名)。萩藩領とは言いながら、比較的近隣の萩藩領民が登用されたようである。

【表4—3】元次期召出者の出自

年号 \ 出自	分家	元萩士	萩士分流	陪臣取立	領民取立	萩民取立	他国人	その他
元禄	27	0	0	1	9	15	9	3
宝永	27	0	0	0	7	6	1	1
正徳	22	0	0	0	6	2	0	0
合計	76	0	0	1	22	23	10	4

また、大名・旗本などの口添えによって藩士に召し抱えられた者が七名あった。この中には萩藩の一門や、徳山毛利家の菩提寺である大成寺、興元寺など、徳山藩と関係の深い者からの依頼を受けた者も含まれている。

一方で「逸史」には、この時期に召し放たれたり、知行を召し上げられたりした者も多数顕れる。

元次藩政の二六年間に、元禄期に九二名、宝永期に三七名、正徳期に二一名、合計一五〇名の暇下賜等(親元への引き取りや、嗣子幼少のため、知行を召し上げられて扶持を与えられた者を含む)事例が確認できた。この数が当時の家臣数に対してどうかを見たいたが、元禄初期の分限帳がないので、貞享元年(一六八四)のものを使って比較する⁽¹⁷⁾。この時の分限帳には藩士三〇八名が記されている。これを基にすれば、約四八・七パーセントが召し放たれた計算になる。これらは一斉に入れ替わったわけではないし、貞享元年から元禄三年までの約五年間(この間は二代元賢期に該当)にも召し放たれた者がいる可能性もある。あるいは、右の五年の内に召し抱

えられて解雇された者もいただろう。また前出一五〇名の中には、嗣子幼少により扶持に切り替えられながら、後年、知行を取り戻した者もいるかもしれない。そうした各種事情を差し引いても、正徳六年までに全体の半数近い家臣が徳山藩を離れたことの異常さは感じることができよう。

さて、彼らの禄を一覧にしたのが【表5—1】である。各層で召し放ち等が実施されているが、特に二五石以上五〇石未満と、二〇石以上五〇石未満の者に集中している。これで全体（一〇二名）の約四四・一パーセントである。ついで五〇石以上一〇〇石未満と一五石以上二〇石未満が多い。

また、一五〇石を超える者の召し放ちが見られる。徳山藩としては大身に分類されるこれらの階層の中から一六名もの解雇者が出ている。なお五〇〇石以上が五名となっているが、これは家老であった神村将監（一一〇〇石）が隠居させられた際、子息一格には六〇〇石のみ相続が許され、その一格も、程なく父と共に徳山藩を退去したことから、ここでは二人とカウントしている。

【表5—1】元次期暇等下賜者の禄

禄	人数
500石以上	5
300石	2
200石	1
150石	8
120石	2
100石	2
50石以上100石未満	9
25石以上50石未満	22
20石以上25石未満	23
15石以上以上20石未満	8
25石以上50石未満+扶持	5
15石以上+扶持	2
20人扶持	1
15人扶持	1
10人扶持	2
7人扶持	1
5人扶持	1
2人扶持	1
1人扶持	1
その他	5
合計	102

格については【表5—2】にまとめた。【表5—1】の結果を反映して、中小性（禄では二五石以上五〇石未満相当）や歩行（禄では二五石以上二五石未満相当）が突出している。御雇や持弓（禄では一五石以上二〇石未満相当）がそれについており、【表5—1】の傾向に類似している。しかし一方で馬廻（五〇石以上）が著しく少ない。医者二名（二〇〇石と七〇石が各一名）も格としては馬廻に相当している。これを加えても少なく出ている。資料的な制約も否定できないがその理由は不明である。このほか、御雇や持弓なども召し放たれた者が多い。

なお、召し放たれた理由を見ると、暇を願い出て許可される者⁽⁹⁾、役中の職務怠慢や日常生活における不行跡、後継者を決めることなく没した者などである。人によっては、召し抱えておきながら役に立たない・仕事がないといった理由で召し放つなどと、無慈悲な理由を挙げられて禄を失う者もあった。このように、禄の多寡や家格の高低を問わず、様々な理由で徳山藩を離れた者がいたのであった。

以上から、多数の藩士登用の背景にはそれと同数程度の召し放ちが存在したのである。両者は表裏一体で、例えば宝永二年(一七〇五)三月、「熊谷組御持弓大多和武左衛門旧冬召放之跡へ島田徳右衛門次男重次郎、三月被召抱⁽¹⁰⁾」とあり、解雇人員を補充する登用があったことが窺える。こうしたことから、元次期に著しい家臣の登用が見られたのだった。た

【表5—2】元次期暇等
下賜者の格・職等

格	人数
家老	3
出頭	1
馬廻	2
中小性	29
歩行	24
御雇	10
持弓	9
陣僧	4
医者	2
技術者	3
芸能	1
その他	7
合計	95

だし、なぜそれが二五石以下の中小性や歩行などであったのかの課題が残る。

これらの階層に多数の断絶が生じた背景を探る参考として、次の二例を挙げたい。一つは、宝永二年十一月十三日、十人扶持の中小性格である熊谷小作が病死した⁽²¹⁾。彼は岩国出生の絵描きで、「以前被召抱」た者だという。没するに及び実子がいなかったため、「新参者故跡改易」との判断が下された。「新参者」の全てにあてはまるわけではないが、藩との関係がいまだ希薄な新参者には、家の継承時に藩による救済の手がさしのべられなかった可能性がある。この想定を踏まえれば、この時期「新参者」として召し抱えられることの多かった中小性や歩行等の格の者は、家の継承が難しかったのであろう。

もう一つは、これは二代・元賢期の事例だが、天和元年(一六八一)八月十八日、佐藤又兵衛という徒士が没した⁽²²⁾。佐藤は没する前に養子願いを出したが、その者は以前不調法をして暇を与えた者の子息であった。藩は彼の相続を認めなかったが、それは「惣而御歩行以下之儀ハ実子有之ハ御立、其外ハ御

立不被成分可然候」との基準があつたためである。これが元次期まで有効であつたかはわからないが、徒士層の登用事例が多い傍証にはなるだろう（なお佐藤の場合は、この基準と前記の事情の二つから、家の継承が許されなかつた）。

三 藩内での昇格

このように中小性や歩行層以下の登用が多かつたことを探るために、今度は家臣の禄の昇格・降格について見ておきたい。

末尾の【表6】は「逸史」の記事において、格の上昇を含めて加増（幼少相続により、減知された者が、成人して禄を戻した場合も含む）を受けた者を抜き出したものである。重複を含め九九名いる。はじめに「林与一兵衛」「古志宅右衛門」「河野善太夫」「林庄兵衛」「村上六郎右衛門」「棟居又右衛門」「上司半兵衛」に注目してみる。「逸史」によると、彼らは「御部屋付之面々」「御部屋ニ被召仕候者」とのこと。つまり元次が部屋住み時代に付けられた人々で

ある。元次が藩主となつた元禄三年（一六九〇）八月十日直後の十五日には、前出七名の内、林与一兵衛と古志宅右衛門が知行並に、林庄兵衛と河野喜太夫が中小性並に、村上六郎右衛門が歩行並となつてゐる。「知行持並」は未詳だが、「譜録」で見ると、中小性は二五石以上、歩行（徒士）は二〇石以上が与えられることから、「知行持並」は馬廻で五〇石以上相当と推測する。彼らにはこのような格が与えられ、続く十月晦日には林与一兵衛に八〇石、古志宅右衛門に五〇石、河野喜太夫と林庄兵衛に二五石、棟居又右衛門・上司半兵衛・村上六郎右衛門にそれぞれ二〇石が新たに与えられ、禄も決定する。とりわけ林与一兵衛と古志宅右衛門の二人は急速な加増を受け、最終的には二〇〇石にまで累進する²³。元次の藩政では、こうした側近層の急速な取り立てもあつたようだ。

こうした側近層の取り立ては稀有な例としても、家臣の昇格・降格者の状況は確認しておこう。

【表7】は、「譜録」を参考に、登用年代ごとの昇格者・降格者等の人数を表化したものである。例え

ば「昇格」欄にある「中小性↓馬廻」は、「中小性」で召し抱えられた者が代を重ね正保期までに「馬廻」へ昇格したことを示す。また「徒士↓中小性↓馬廻」は、徒士で召し抱えられた者が中小性を経て、馬廻までその格を進めた場合である。

全体を通して見れば、藩への召し抱え時期が早い者ほど昇格件数が多い。これは当然で、期間が長ければ長いほど藩への貢献度も高まり、禄や格を上昇させるチャンスも出てきたことである(もちろん、その反対もあり得ることは言うまでもない)。

注目すべきは徒士から中小性となった者と、中小性から馬廻へと格を進めた者が多い点である。前者は一三名、後者は一六名にのぼる。これは、昇格・降格がなかった家を別にして、格段にその数は多い。この階層が多くなった理由は不明である。ただ、【表3―2】で元禄期の徒士の登用が多かったことから鑑みるに、中小性を馬廻へ昇格させる必要が生じ、減少した中小性を徒士の昇格で補ったケースもあつたのではないか。これにより不足が生じた徒士を補充するため、新規雇用が進んだとも想定される。

【表7】登用年代別の昇格・降格者数

格	登用年代															
	代初	元和	寛永	正保	慶安	承応	明暦	万治	寛文	延宝	天和	貞享	元禄	宝永	正徳	
昇格	家業人→徒士	1														
	弓持→雇				1											
	雇→徒士				1											
	雇→中小性													1		
	茶道→徒士→中小性					1										
	陣僧→徒士											1				
	陣僧→茶道→中小性									1						
	陣僧→膳部													1		
	徒士→中小性	4	3	1										5		
	徒士→中小性→馬廻			1												
	中小性→馬廻	4	3	1		2	1	1	1	1	1			1		
	馬廻→中座			1												
	馬廻→御用人	1														
馬廻→家老								1								
降格	馬廻→中小性	1	1								1					
	御用人→馬廻	1														
	徒士→武器方			1												
その他	変更なし	18	8	15	1	2		1	1	10	8	4	11	43	18	23
	その他			1					1	1		1				
	不明	2	1	2		2			1	1	1					
合計	32	17	22	3	7	1	2	3	14	11	7	12	50	19	23	

もっとも、このような昇格に伴う人員補充だけで下級家臣の登用が進んだわけではない。既に述べたとおり、多くの召し放ちがあった上での大量登用だったのである。

おわりに

『徳山市史資料 中巻』⁽²⁴⁾に「藩士分限一覽」が収録されている。これは五期にわたる分限帳を表にまとめたものである。その中には、寛永四年頃（一六二七）とする分限帳と、宝永四年（一七〇七）の分限帳が含まれている。前者には一九六名の家臣が、後者には三四二名の家臣が名を連ねる。単純比較になるが、一・七四倍の増である。しかもこの表には、この間に断絶した家と、新たに召し抱えられた家とを明示している。これを集計すると、断絶は一六四家、新規召し抱えが三一〇家を数える。つまり寛永から宝永までを「徳山藩士」として生き抜いた家はわずか三二家しかいないことになる。約八〇年間で、なぜこれほどの断絶数が生じるようになったのか。

また、こうした多量の断絶数に対して、三一〇名の新規召し抱えでは、家臣団は立藩当初とは全く異なる顔ぶれと言っても過言ではないだろう。これで藩という組織が成り立ったのか。

さらに、徳山藩は萩藩の支藩であることから、その家臣団は、本藩家臣の分家など、萩藩と深い繋がりを持つ家があるがその主流をなすと説明されてきた。

しかし徳山藩の「譜録」を実際に読み進めると、由緒が示す登用時期は近世中・後期が多く、むしろ立藩当初、もしくは元和・寛永期に家臣となった者は少なかつた。寛政期に作成されたという「譜録」の成立事情のためにその傾向が多少強く出たとも考えたが、前出「藩士分限一覽」が示した結果と大きく離れるものではなかつた。しかも、登用者の出自は、必ずしも萩藩ゆかりの者だけではなかつた。

それでは、寛永から宝永までの約八〇年間のどの段階で大量登用が実施されたのか。そしてその人的供給はどこからなされたのか。「譜録」により、藩士召し抱えの时期的な統計を取ると、【表1】で示したとおり元次期が多かつた。そこで本稿では、一時断

絶前の状況を概観した上で、元次期における家臣の動向を追ってみた次第である。

その結果をまとめると以下のとおりである。

立藩当初から元和期までは、やはり本藩である萩藩の支援なくして家臣団編成は難しかった。それ故、当然ながら萩藩に関係を持つ者が多くなる。

しかし寛永期になると、萩藩ゆかりの者以外に、他国出生者を召し抱えるなど、徳山藩独自の家臣登用が始まった。萩藩関係者の採用がその後減っていくのは、本藩との関係が冷却化していくこととも関係があるかもしれない。

寛永期以降、再び家臣の登用が増え始めた。この時期、検地による実高が伸びたことが、家臣団の増加を可能にしたという⁽²⁵⁾。分限帳の性格もあるが、寛永五年に二〇八名だった家臣は、正保二年に二〇九名、明暦元年に二〇〇名と、概ね二〇〇名前後であったが、延宝二年に二〇八名(ただし後欠)、延宝七年頃頃に二五五名、貞享元年に三〇八名と堅調な伸びを見せる(数は名が記された者に限る)。このことから、金子氏の指摘通りであると考ええる。

ところで元次藩政期(元禄・宝永・正徳)には、家臣の登用と解雇が他の時期と比べても群を抜いて多かった。その要因を金子氏は「付家老両家が断絶に処されており、その結果得ることのできた財政的余裕によつて増加⁽²⁶⁾」と想定された。魅力的な説明ではあるが、例えば、元禄十年(一六九七)十二月二十八日、谷忠右衛門が増される際、「尤今少御了簡も可有之儀二候へ共、只々御不勝手之砌故、先右之通被仰付」とか、同日の村上藤右衛門登用にあたり、「尤御歩行之者子共数多望候得共、御不勝手之砌故、何も不被召出候へ共、藤左衛門義は兄村上六郎右衛門御取立思召被召出候」とあつた。藩財政逼迫の中、加増や登用を行うと言う。つまり家老などの大身家臣を排除しても藩庫が著しく豊かになつたわけではない。家臣の登用・加増はよく吟味した上で実施されたように思える。

ここで「逸史」の記事から、①断絶者(減少を含む)、②登用者、③加増者の禄の総数を出してみる。概略把握のため、大半を占める高と扶持の者に限る(もちろん、判明する者との制限はある)。

その結果、①は七三七〇石と一〇二・五人扶持、②は三一二七石と二五四・五人扶持、③は一七〇二石と一四人扶持となった。②と③の合計④は四八二九石と二六八・五人扶持。「譜録」では扶持を高直す際、一人扶持五石と換算しているようなので、これを援用すると、①は七八八二・五石、④は六一七一・五石になる。①から④を引くと一七一石となり、これが藩庫に入った計算になる。しかし、一七一石の内、一六〇〇石は、神村・桂・山下といった家老の禄であり、これを差し引けばわずかに一一石に過ぎない。「逸史」には禄を明示していない者も多く(特に①は多い)、ここで算出した数字だけを頼ることはできないが、家老の放逐で得た増収が新規登用に充てられたというよりも、家老を除いた①を使い、家臣の登用・加増を行ったとの見通しは立ててよいのではなからうか。

つまり大量の登用と同時に、大量の解雇があった点に着目しておく必要があると思う。人員の補充は例えばポストの新設や増員に伴う必要上から行われたこともある。もちろん解雇や、昇格により空席

となった格への補充もあったに違いない。

以上、断絶前の徳山藩家臣団の様相を明らかにしてきた。断絶後の家臣団についてなど、まだ課題は多く残っているが、ここで筆を擱きたい。

註

(1) 初代藩主就隆は、立藩当初は下松に居を構えた。就隆は慶安三年(一六五〇)、野上(後に徳山と改称)に移転しているので、厳密にはそれまでを下松藩とすべきである。しかし繁雑になるのを避けるため、本稿では野上移転前であっても徳山藩で統一する。

(2) 『徳山市史 上巻』(徳山市史編纂委員会、三版、昭和五十九年)。

(3) 金子憲之「徳山藩の成立と宗支関係」(『山口県地方史研究』第四四号、昭和五十五年)。

(4) 当館所蔵徳山毛利家文庫「譜録」。「譜録」の概要については、拙稿「徳山藩「譜録」作成の一側面」(家

譜差出方断歎」の分析」(『山口県文書館研究紀要』第三六号、平成二十一年)、同「徳山毛利家文庫「譜録」について(その一)・(その二)」(『同』第三七号・三八号、平成二十二年・二十三年)に概要を示しているので参照されたい。なお、本稿での「第一期調査」とは、寛政元年までの報告を行ったものを言う。

(5) 「譜録」では、藩士に一族がいる場合、親族の情報(本末関係の明示など)をその末尾(別冊仕立てにする場合もある)に記すことになっていた。その中には藩士でありながら途中で断絶した家についても記したので、そうした家の情報も得ることができるといえる。

(6) 徳山毛利家文庫「譜録」――「譜録例書」。藩は、記述例に則り「譜録」を作成させた。本書が作成マニュアル書である。

(7) 当館所蔵奈古屋家文書八五「徳山藩分限帳」。奈古屋家は徳山藩の家老の家柄。奈古屋家文書中には寛永五年(一六二八)・正保二年(一六四五)・明暦元年(一六五五)・延宝二年(一六七四)・延宝七年(一六七九)(または八年)・貞享元年(一六八四)・元禄十二年(一六九九)・正徳四年(一七一四)・享保五年(一七二〇)・

元文三年(一七三八)(以上、推定を含む)の分限帳が残されている。これら分限帳は、奈古屋家八代の豊敬(寛政五年(一七九三)没、五十一歳)が後年筆写したもので、その時期が判明するものは、明和二(一七六五)・四・五年と寛政二年である。

(8) 前掲註(6)の「譜録例書」には、「微賤とは足輕 舩相務候分二候」とある。

(9) 前掲註(3)。

(10) 当館所蔵徳山毛利家文庫「福岡隆廉自記」。

(11) 拙稿「近世大名の病と健康―徳山藩二代藩主毛利元賢の事例から―」(『山口県文書館研究紀要』第四四号、平成二十九年)。

(12) 当館所蔵徳山毛利家文庫「逸史」二六。「逸史」については後掲註(16)を参照のこと。

(13) 例えば徳山毛利家文庫「逸史」一六にある元和六年(一六二〇)の記事によれば、桂は一七〇〇石、神村は一二〇〇石とある。

(14) 「譜録」全体では、御馬廻の格で登用され、扶持を与えられた者は一九名ある。この内、医者は五家。また二名は萩藩士の子、または徳山藩士の分流である。

残る一二人は全て他国出生者が採用されたという特徴がある。

(15) 本稿の範囲からは離れるが、元次期以降では、寛政期と安政期に一例ずつある。しかしいずれも藩主家に関係する人物に限ったことで、基本的にはこれ以降、この禄による召し抱えはないと言つてよい。

(16) 当館所蔵徳山毛利家文庫「逸史」。「逸史」は現在五九冊が公開されていて、徳山藩が一時断絶した正徳六年以前の徳山藩に関する事項(立藩前の毛利家関連を含む)を集めたものである。ここでは「逸史」の三二(元禄三年)から五七(正徳五年)までを使用する。

なお「譜録」では「徒士」、「逸史」では「歩行」とあることが多いので、そのまま使用する。

(17) 当館所蔵奈古屋家文書一三五「徳山毛利家分限帳」。

(18) 前掲註(3)で既に金子氏が指摘されている。

(19) 暇願いを出したこと自体を咎められ召し放たれた事例も散見する。

(20) 徳山毛利家文庫「逸史」四七。

(21) 同前。

(22) 徳山毛利家文庫「逸史」二七。

(23) これら七名のその後を「譜録」でたどる。「林与一

兵衛」は元禄九年には百五〇石、元禄十四年には二〇〇石まで加増を受ける(ただし「某年」、百石を没収されるが、子供の代に一五〇石まで戻る)。「古志宅右衛門」も後に二〇〇石への加増があったが、「某年」断絶した。「林庄兵衛」は「林与一兵衛」の弟で、元禄十七年には井上武右衛門(八〇石)の養子となったため当該林家は断絶した。当時、須万代官役を務めており、井上家への入嗣・家督相続後、引き続き須万代官役を命ぜられた。「棟居又右衛門」は元禄十三年に二五石・御中小性まで進む。子孫は百石の馬廻まで累進している。「上司半兵衛」は、「逸史」の記事に、元禄四年閏八月十九日、不行跡の廉により家財没収・領分追放となっている。「河野善太夫」「村上六郎右衛門」の二名は不明。

(24) 『徳山市史料 中巻』(徳山市史編纂委員会、昭和四十一年)。

(25) 前掲註(3)。

(26) 同前。

(27) 徳山毛利家文庫「逸史」三九。

【表6】元次期の増祿・昇格者

年月日	氏名	祿高
元禄3年10月晦日	林 与一兵衛	80石(2人扶持から)
元禄3年10月晦日	古志宅右衛門	50石(2人扶持から)
元禄3年10月晦日	川野善太夫	25石(2人扶持から)
元禄3年10月晦日	林庄兵衛	25石(2人扶持から)
元禄4年11月25日	今枝武右衛門	80石(30石加増)
元禄4年12月14日	坂田三左衛門	50石(20石加増)
元禄5年2月5日	桂反斎	80石(30石加増)
元禄5年10月	竹村友右衛門	150石(50石加増)
元禄5年10月	林与一兵衛	100石(20石加増)
元禄5年10月	古志宅右衛門	80石(30石加増)
元禄5年10月	松野仙右衛門	80石
元禄5年10月	田中七左衛門	80石
元禄5年10月	山田庄左衛門	30石定5人扶持(10石加増)
元禄5年11月	宮河友甫	20石祐筆・還俗宮河太右衛門に改名(9石加増・11石陣僧)
元禄6年4月	中川久右衛門	80石(10石加増)(井上筑後守様御奥様付)
元禄6年4月	玉井権左衛門	50石(20石加増)(主計様付)
元禄6年7月18日	伊賀崎五左衛門	?(2石加増・名字御免)
元禄6年12月10日	小田信斎	現米5石2人扶持御茶道(11石陣僧から昇格)
元禄6年12月13日	庄原市右衛門	50石(25石加増)
元禄7年1月28日	増野伊左衛門	25石(5石加増・中小性へ昇格)
元禄7年1月28日	奥田儀太夫	40石(御恩召上、新知下賜)
元禄7年2月29日	種田武兵衛	切米15石(2石加増)
元禄7年3月1日	杉原求馬	80石(30石加増、父の持掛50石と合算)
元禄7年5月晦日	鷹巢五右衛門	80石(30石加増)
元禄8年10月	浅井三郎兵衛	20石(5石加増/御雇から祐筆役へ)
元禄9年12月1日	林与一兵衛	150石(50石加増)
元禄9年12月1日	古志宅右衛門	100石(20石加増)
元禄10年11月17日	庄左衛門	13石(3石加増)
元禄10年12月14日	宮川権三郎	2人扶持(1人扶持加増)
元禄10年12月28日	谷忠右衛門	80石(20石加増)
元禄11年2月19日	小貫久太郎	5人扶持(2人扶持加増)
元禄12年3月9日	水津左太夫	80石(30石加増)
元禄12年11月25日	藤岡孫兵衛	15石2人扶持(2石加増)
元禄12年11月26日	光井虎松	10人扶持(3扶持加増)
元禄13年3月22日	遠藤与右衛門	25石(5石加増、中小性へ)
元禄13年3月22日	棟居又右衛門	25石(5石加増、中小性へ)
元禄13年3月22日	貞助何右衛門	25石(5石加増、中小性へ)
元禄13年3月22日	野津某	15石(元不明)
元禄13年3月22日	山田真悦	15石(4石加増、陣僧へ)
元禄13年3月10日	高崎儀左衛門	15石1人半扶持(1人半扶持加増)
元禄13年7月1日	奈古屋与一兵衛	50石(25石加増、中小性から馬廻へ)
元禄14年1月5日	山下采女	500石(200石返還)
元禄14年2月10日	林与一兵衛	200石(50石加増)
元禄14年2月10日	古志宅右衛門	150石(50石加増)
元禄14年2月10日	松野仙右衛門	100石(20石加増)
元禄14年2月10日	粟屋与三	150石(20人扶持高直と加増)
元禄14年4月29日	山田庄左衛門	80石(25石加増)
元禄14年4月29日	奈古屋玄蕃	600石(100石加増)
元禄14年12月22日	御煮方平左衛門	13石(3石加増)
元禄14年12月22日	御部屋煮方喜助	13石(3石加増)

徳山藩の家臣団 ―正徳六年以前について―(吉田)

二二

年月日	氏名	禄高
元禄15年2月18日	林万右衛門	50石(25石加増、中小性から馬廻へ)
元禄15年2月22日	福山平十郎	15石(2石加増)
元禄15年5月	松尾喜兵衛	4人扶持小判5両(15石を扶持へ)
元禄16年11月23日	高崎儀左衛門	15石2人扶持(半人扶持加増)
元禄16年12月25日	谷忠右衛門	100石(20石加増)
宝永元年4月29日	岡二郎兵衛	20石(5石加増・御雇→御祐筆役)
宝永2年2月28日	古志宅右衛門	200石(50石加増)
宝永2年5月14日	神本善可	3人扶持現米6石(11石・陣僮から御茶道へ)
宝永2年5月14日	山田真悦	15石銀3枚(銀3枚加増/陣僮)
宝永2年5月25日	村上六郎右衛門	25石(5石加増/歩行から中小性へ)
宝永2年7月4日	稲垣義左衛門	80石(45石加増/中小性から馬廻へ昇格カ)
宝永2年7月4日	増野意伯	15人扶持(25石中小性から馬廻へ昇格カ/医師として採用)
宝永2年10月22日	尾崎文蔵	20石(5石加増・御雇→御祐筆役)
宝永2年11月19日	高崎儀左衛門	20石定3人扶持(5石1人扶持加増/御雇から歩行並へ)
宝永2年12月25日	鳥野七郎兵衛	15石(2人扶持から変更)
宝永4年5月	堀田武大夫	150石(50石加増)
宝永4年6月2日	角田可見	現米6石定3人扶持(11石陣僮から御茶道へ)
宝永4年7月23日	小田仁右衛門	20石御歩行(幼少相続時に2人扶持)
宝永4年8月4日	増見伊兵衛	80石(45石加増/中小性から馬廻へ昇格カ)
宝永4年8月22日	中島兵右衛門	80石(39石余加増)
宝永4年9月15日	長沼玄珍	15人扶持(5人扶持加増)
宝永5年1月2日	松野仙右衛門	120石(20石加増)
宝永5年1月2日	羽仁斎宮	100石(20石加増)
宝永5年1月2日	増野族	35石(10石加増)
宝永5年1月2日	増野御	35石(10石加増)
宝永5年1月13日	水津左大夫	100石(20石加増)
宝永5年1月13日	清水織右衛門	50石(25石加増、中小性から馬廻へ)
宝永5年1月26日	奈古屋勘左衛門	120石(20石加増)
宝永5年閏1月18日	水津久大夫	25石(5石加増/歩行から中小性へ)
宝永5年閏1月18日	五十君伝左衛門	20石(5石加増・御雇→御歩行)
宝永5年6月9日	伊藤七兵衛	15石(2石加増)
宝永5年11月7日	藤井由右衛門	15石(2石加増/御雇へ)
宝永5年12月	助左衛門	13石(3石加増)
宝永6年2月9日	藤井孫右衛門	15石(2石加増)
正徳2年1月25日	増野族	15人扶持(35石は召上)
正徳3年7月12日	武永伊左衛門	25石定2人扶持(5石加増)
正徳3年8月11日	神本友益	25石(3人扶持現米5石召上、御茶道から中小性へ)
正徳3年8月11日	梅地可淑	3人扶持現米5石(11石御陣僮から御茶道へ)
正徳4年正月4日	合田族	120石(御小性25石→30石→15人扶持)
正徳4年正月4日	桂巴	90石(10石加増)
正徳4年正月7日	望月清兵衛	15人扶持(実兄中川久右衛門家相続、清兵衛は25石中小性)
正徳4年正月7日	水津寿仙	15人扶持(50石は召上)
正徳4年正月7日	新見伝兵衛	25石(5石加増、歩行から中小姓へ)
正徳4年正月7日	山田市郎兵衛	25石(5石加増、歩行から中小姓へ)
正徳4年正月7日	伊藤彦右衛門	25石(5石加増、歩行から中小姓へ)
正徳4年正月7日	井村与左衛門	20石(5石加増、御弓から御歩行へ)
正徳4年正月7日	河村久右衛門	20石(5石加増、御弓から御歩行へ)
正徳4年正月7日	水津忠兵衛	20石(5石加増、御雇から御歩行へ)
正徳4年正月7日	田畑吉左衛門	15石(2石加増、足輕から御雇へ)